

質問に対する回答書

(見積に関する質問に対する回答)

工事等番号 令和5年度建整橋維補継第1号

工事等件名 津興橋大規模更新事業(上部工)架設等工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等のページ箇所	質問内容	回答
積算参考資料 P.13	架設足場と記載されておりますが、パイプ吊足場もしくはリヤブリッジ転用なのかどちらを想定されておりますでしょうか？	積算参考資料 P.90 のとおりです。
積算参考資料 P.34	地組・架設用のクレーン200t吊の賃料日数は設計書では23日となっております。 架設計画を見ますと 地組①→高力ボルト工(地組①)→架設→地組②→高力ボルト工(地組②)→架設を繰り返す架設もしくは、地組①-④→高力ボルト工(地組①-④)→架設という架設手順と考えられます。そうした場合、いずれの施工手順でも地組と架設の間で高力ボルト施工に伴うクレーンの待機が発生致します。これは実施計画に合わせて協議出来ると考えてよろしいでしょうか？	原則、設計図書のとおりとします。ただし、施工条件、施工方法等に、変更が必要と認められるときは適切な変更を行います。
積算参考資料 P.83、P.236	工事費積算参考資料の設計内訳書に橋梁用高欄アンカ-M20×220、亜鉛メッキがあります。単-38号を確認しますと、1箇所あたりの単価表となっております。その後ろに単-155号があり1組あたり単価表になっておりますが、1本の単価が入る単価表となっております。また登録単価も1本あたり単価表になっておりますが4本/組の単価と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおり解して差し支えありません。
	舗装工施工時に機械を橋面に乗り入れる必要がありますが、段差すり付けなどの施工が必要な場合は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。	段差すり付けが必要と判断された場合は、設計変更の協議の対象とします。

	<p>施工計画はベントによる仮受をしない工法です。日本建設機械施工協会発行のR5年度版橋梁架設工事の積算P2-145(3)に該当すると思われる。桁調整作業等が必要となる場合は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、設計図書のとおりとします。ただし、施工条件、施工方法等に、変更が必要と認められるときは適切な変更を行います。</p>
--	---	--